

## 医療機能分化連携県民理解促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、栃木県内の医療機関、医療団体及び住民団体等が行う、住民を対象とする医療提供体制に関する意識啓発の取組を支援することにより、県民の医療資源の有効活用に関する理解促進及び適切な受療行動の喚起を図り、もって医療機能や病床機能の分化・連携の促進に資することを目的とする。

### (実施への支援)

第2条 県は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、医療機能分化連携県民理解促進事業費補助金を、次条に定める実施主体に交付するものとする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県内に所在する病院又は診療所の開設者
- (2) 県医師会又は県内郡市医師会の代表者
- (3) 県内の医療関係NPOの代表者
- (4) 前号までに掲げるもののほか、知事が本事業の実施主体として適切と認める者

### (補助対象事業)

第4条 この補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかをテーマとする住民を対象とする講演会、説明会又は学習会とする。

- (1) 実施主体が単独で又は他医療機関等と連携して行う医療機能や病床機能の分化・連携等の必要性、取組について理解を促進するもの
- (2) 実施主体が所在する地域における医療提供体制の現状や課題について理解を促進するもの

### (補助実施事業の決定)

第5条 事業は公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助を実施する事業を選定し決定する。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

### (その他)

第7条 補助の対象となる事業は、年度中、1医療機関(団体)当たり1回に限るものとする。なお、連続開催の場合は全体をもって1回とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、令和3(2021)年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 4 (2022)年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 5 (2023)年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 6 (2024)年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 7 (2025)年 3 月 31 日限り、その効力を失う。